

トラック運転者の改善基準告示の改正などに関する労務管理講習会を開催しました！

令和7年8月25日、相模原労働基準監督署会議室において、当署主催の「トラック運転者の改善基準告示の改正などに関する労務管理講習会」を開催し、多くの事業場の皆様に御参加いただきました。

当署から、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の見直し及び時間外労働の上限規制等の改正労基法の概要、近時の関連法改正の概要、熱中症防止及び改正テールゲートリフター特別教育についての説明を行いました。また、神奈川働き方改革推進支援センターの桐生様から職場におけるパワーハラスメント防止対策、各種助成金についての説明をいただきました。

昨年4月から自動車運転者に対する時間外労働の上限規制及び改正改善基準告示の適用が始まっておりますが、運送業を利用する各事業場側も、ドライバーを待たせないといった労働時間削減の対策が必要であり、国土交通省とも連携し、要請を行っていきます。

講習会の様子

